



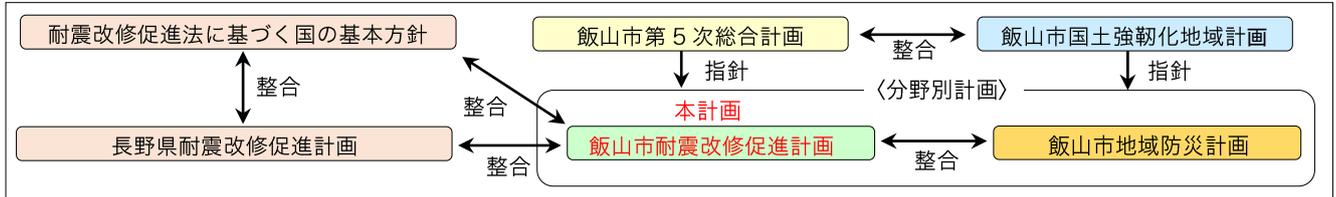
「飯山市耐震改修促進計画」の概要

(第III期)

(本文 P1~P10)

1 計画の目的等

【目的および位置づけ】 本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、国の基本方針、県の耐震改修促進計画を踏まえ、市内の既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定するもので、本市における他の計画との整合も図りながら、耐震化の推進に関してより具体的に定めるものです。



【計 画 期 間】 平成 20 年度から令和 2 年度までの計画期間を 5 年間延長して令和 7 年度までの 18 年間とする
第 1 期…H20~H27 年度まで(8 年間)、第 2 期…H28~R2 年度まで(5 年間)、第 3 期…R3~R7 年度まで(5 年間)

【本計画の対象とする建築物】 ・住宅 ・多数の者が利用する建築物 ・市有施設のうち災害拠点施設等 ・市営住宅

【改 定 概 要】 ・耐震化の現状を踏まえて計画を 5 年間延長
・令和 7 年の耐震化率目標を住宅 90%、多数の者が利用する建築物 97%に設定
・飯山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定
・支援制度の拡充(改修補助の補助率を 1/2→4/5 に拡充 ※補助限度額は 100 万円から変更なし)

【想定される地震と被害状況】

飯山市被害想定 (出典:第3次長野県地震被害想定調査報告書)

種類	地震名	最大震度	建築物被害(単位:棟)		人的被害(単位:人)				
			全壊 焼失	半壊	死者数	負傷者数	負傷のうち 重症者数	避難所 避難者数	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	7	1,020	2,890	60	670	350	2,500	
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	5 強	わずか	わずか	わずか	20	わずか	30
		北側	5 弱	0	0	0	0	0	わずか
		南側	4	0	0	0	0	0	0
	伊那谷断層帯(主部)の地震	4	0	0	0	0	0	0	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	4	0	0	0	0	0	0	
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	4	0	0	0	0	0	0	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	4	0	0	0	0	0	0		
海溝型 地震	想定東海地震	5 弱	0	0	0	0	0	0	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	5 弱	0	0	0	0	0	0	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	5 弱	0	0	0	0	0	0	

※ 建築物被害が最大となるケースを示す

2 耐震化の現状と目標設定

(本文 P11~P17)

【住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化について】

- ・旧耐震基準(昭和 56 年以前)の建築物で安全性が確保されていないものを、建替え・改修により現行の耐震基準に適合させることで『耐震化』を図ります。
- ・国の基本方針、県計画の耐震化率の目標並びに本市において想定される地震の規模、被害状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和 7 年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

対象建築物	例	H19 年	H27 年	R2 年(現状)	R7 目標
住宅	戸建て住宅、集合住宅等	63.0%	72.4%	73.8%	90%
多数の者が利用する建築物	学校、体育館、病院、社会福祉施設、ホテル等	69.0%	77.5%	86.7%	97%

※住宅の H19、H27、R2 の数値はそれぞれ H15、H25、H30 の住宅・土地統計調査に基づく推計値

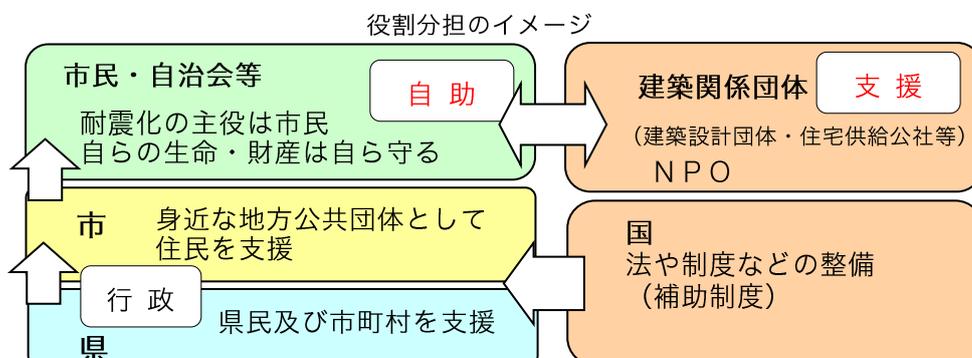
【市有施設の耐震化について】

- ・市有施設においては、災害時の拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物(以下、「災害拠点等施設」)に関し、重点的に耐震化を進めることとしていますが、現状、市有施設のうち災害拠点施設等の耐震化率は 100%となっています。
- ・市有施設のうち市営住宅は、33 団地、333 戸、68 棟を管理しており、現在の耐震化率は 79.4%となっています。なお市営住宅については、将来のあり方を踏まえ、令和 3 年度に予定している飯山市公営住宅等長寿命化計画の策定結果を基に目標を設定することとしています。

3 建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策等

【耐震化の推進に向けた役割分担】

- ・住宅・建築物の耐震化の推進のためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。
- ・行政(国、県及び市)は、こうした所有者の取組みを支援し、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、引き続き負担軽減のための必要な支援策を構築するなど、関係団体等と連携して必要な施策を実施します。



【耐震診断及び改修の促進を図るための支援策】

- ・住宅の耐震診断・耐震改修について、改修補助制度の拡充を図り、引き続き支援します。
- ・集落内等における避難施設となる建築物の耐震診断について支援します。
- ・パンフレットや広報紙の活用等により周知を図ります。
- ・耐震化の更なる促進のために飯山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅所有者へのダイレクトメール送付など直接的に耐震化を促す取組みを実施します。
- ・地震時に転倒の危険性があるブロック塀等の撤去に対し補助を行います。

耐震化を促進するための支援事業

区分	耐震診断		耐震改修（現地建替含む）
対象建築物	昭和 56 年以前に建築された木造戸建住宅	昭和 56 年以前に建築された集落内等の避難施設	昭和 56 年以前に建築された木造戸建住宅
支援内容	市が耐震診断士を派遣 ※自己負担なし	市が耐震診断士を派遣 ※派遣費用限度額 1 千円/㎡	耐震改修工事（現地建替工事含む）に要する経費に助成 補助対象経費…改修工事費の 4/5 以内の額 ※補助限度額 100 万円/戸
派遣費用及び補助金の負担割合	国 : 1/2 県 : 1/4 市 : 1/4	国 : 1/3 県 : 1/3 市 : 1/3	国 : 1/2 県 : 1/4 市 : 1/4

【建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及】

- ・各自治会等と連携し、自主防災組織として各地区内での「自主防災会」の結成及び強化を推進します。
- ・耐震改修促進税制等の税制特例措置に関する周知を図り、耐震改修の促進に繋がります。

4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

【法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携等】

- ・県計画において、所管行政庁（長野県をいう。以下同じ）は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、またその他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本市においても市内のこれらの耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。（下表）

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条、法 15 条第 1 項)	特定既存耐震不適格建築物 (法第 15 条第 2 項)	特定既存耐震不適格建築物 (法第 15 条第 2 項)	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合
	一定の既存耐震不適格建築物 (法第 16 条第 1 項、第 2 項)	—	—	—

- ・なお県計画においては、著しく保安上危険であると認められる建築物については特定行政庁(所管行政庁と同じ)が勧告・命令等を行うこととしていることから、特定行政庁と連携して対応します。